
3 災害の備えに関する資料

3-1 指定避難所

1 指定避難所一覧

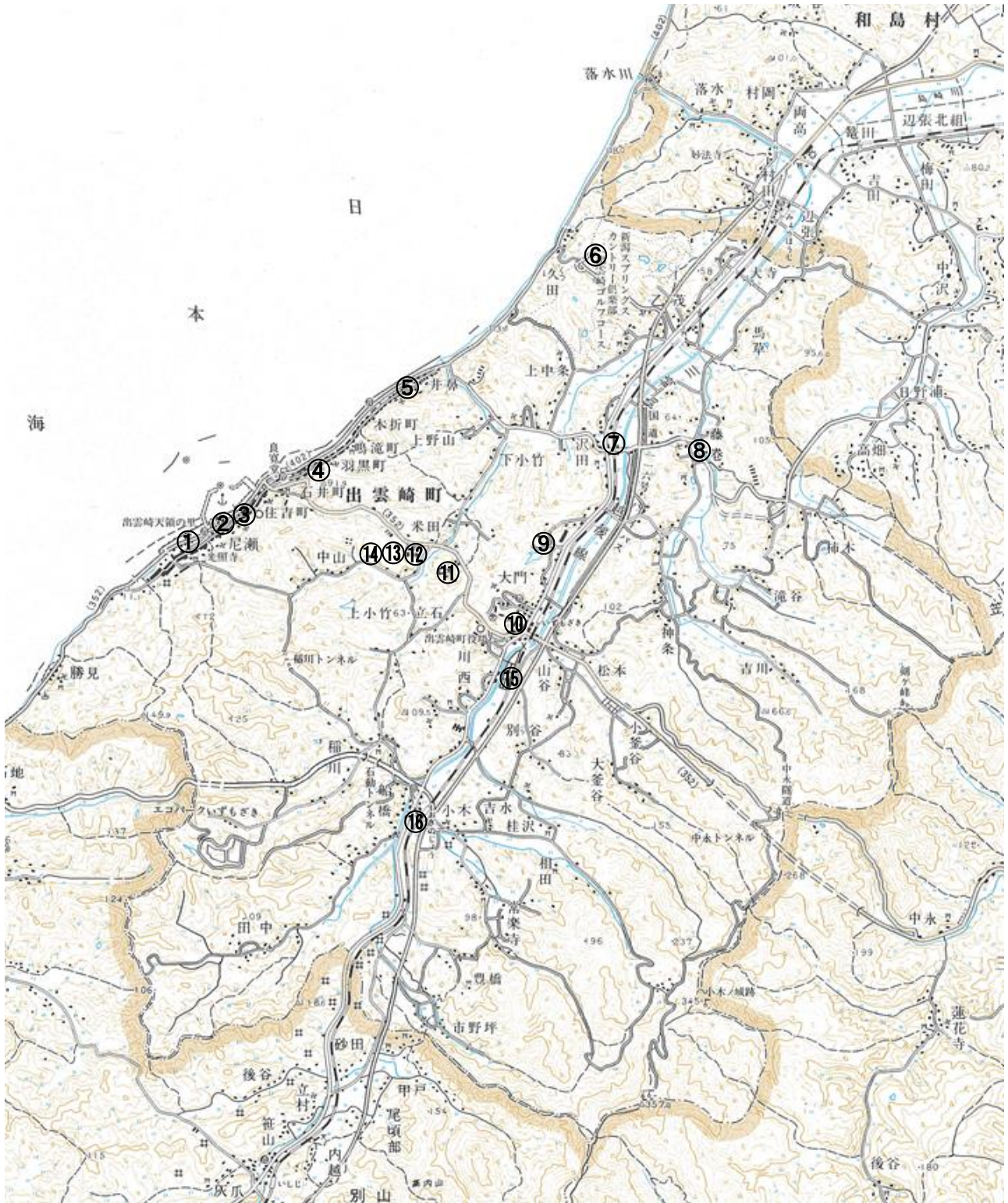
令和4年4月1日現在

No.	名称	住所	連絡先 (0258)	避難所種別					収容 人員	備考
				風水害	津波高潮	地震	原子力	福祉避難所		
①	越後出雲崎天領の里	尼瀬6-57	78-4000	◎					36	
②	新潟漁業協同組合 出雲崎支所	尼瀬無番地	78-3161	○					78	未耐震化
③	北国街道妻入り会館	尼瀬166	78-3700	○					28	
④	海岸公民館	羽黒町431-1	78-2015	◎		○			128	海拔8m
⑤	井鼻地区コミュニティ消防センター	井鼻682	-	○					26	
⑥	大新潟カントリークラブ 出雲崎 コース	乙茂588甲	78-3711	○	○ ※	○ ※			170	※緊急避難場所 を兼ねる
⑦	西越地区農村環境改善 センター	沢田439-1	78-2280	◎	◎	◎	◎		156 ※111	※原子力災害時
⑧	藤巻地区コミュニティ消防センター	藤巻300	-	○	○	○			30	
⑨	保健福祉総合センター ふれあいの里	大門394-1	41-7133	○	○	○	◎	○	56 228※	ボランティアセンター ※原子力災害時
⑩	出雲崎小学校	川西12	78-2205	△	△	△	△		470	
⑪	出雲崎中学校	米田745	78-2137	△	△	△	△		608	
⑫	多世代交流館きらり	米田395	86-5580	○	○	○		○	80	
⑬	出雲崎町中央公民館	米田281-1	78-2250	◎	◎	◎	◎		252	
⑭	出雲崎町民体育館	米田281-1	78-4700	○	○	○	○		598	
⑮	川東地区コミュニティ消防センター	別ヶ谷500-30	-	○	○	○			44	
⑯	八手地区農村環境改善 センター	船橋473甲	78-3211	◎	◎	◎	◎		184	

凡例) ◎：優先開設 ○：状況により開設 △：通常開設しないが、場合により開設も有りうる

注) 原子力災害時の町内指定避難所については一時的なものであり、長期的な避難生活については広域避難先市町村となる。

2 指定避難所位置図



3-2 指定緊急避難場所

1 津波の際の指定緊急避難場所一覧

令和4年4月1日現在

No.	名称	主な対象町内名	連絡先	海拔 (m)	面積 (㎡)	建物 使用	備考
1	勝見高台	勝見	—	18	167	—	
2	山王神社		—	13	49	○	
3	蛇崩高台	尼瀬1区	—	10	100	—	
4	渋川臨海学校跡地	尼瀬1区～3区 (天領の里)	—	24	2,015	—	
5	諏訪神社		—	15	1,178	×	
6	善勝寺	諏訪本町 伊勢町 (天領の里)	78-2088	13	1,500	○	
7	光照寺		78-3010	12	115	○	
8	神明神社		—	17	1,510	×	
9	稻荷神社	稻荷町 岩船町	—	20	333	×	
10	徳正寺		78-2093	16	132	△	
11	出雲崎こども園脇高台	住吉町	—	30	50	—	
12	円明院		78-2319	15	82	○	
13	石井神社	石井町全区	—	26	29	×	
14	旧出雲崎小学校		78-2021	36	2,000	○	
15	善乗寺裏高台(国道352号)	羽黒町全区	—	25	100	—	
16	羽黒神社		—	15	1,163	×	
17	光照寺		78-2351	15	184	○	
18	福巖寺		78-2302	14	247	○	
19	運行寺		78-2414	16	115	○	
20	鳴滝町1区高台	鳴滝町全区 木折町全区	—	26	2,000	—	
21	木折町津波緊急避難場所	木折町2区 井鼻1・2区	—	12	12	—	
22	井鼻3・4区裏高台(消防センター側裏山)	井鼻全区	—	20	30	—	
23	井鼻3・4区裏高台(二荒山神社裏)		—	24	100	—	
24	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台		—	20	2,000	—	

No.	名称	主な対象町内名	連絡先	海拔 (m)	面積 (㎡)	建物 使用	備考
25	高崎テニスクラブ	井鼻3・4区 (井鼻海水浴場)	—	16	5,000	△	
26	海の家ネットワーク宿泊旅館	久田 (井鼻海水浴場)	78-2100	18	2,000	○	
27	旧富岡臨海学校		—	19	574	×	
28	諏訪神社	久田	—	25	148	○	
29	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース		78-3711	75	1,300	○	兼指定避難所

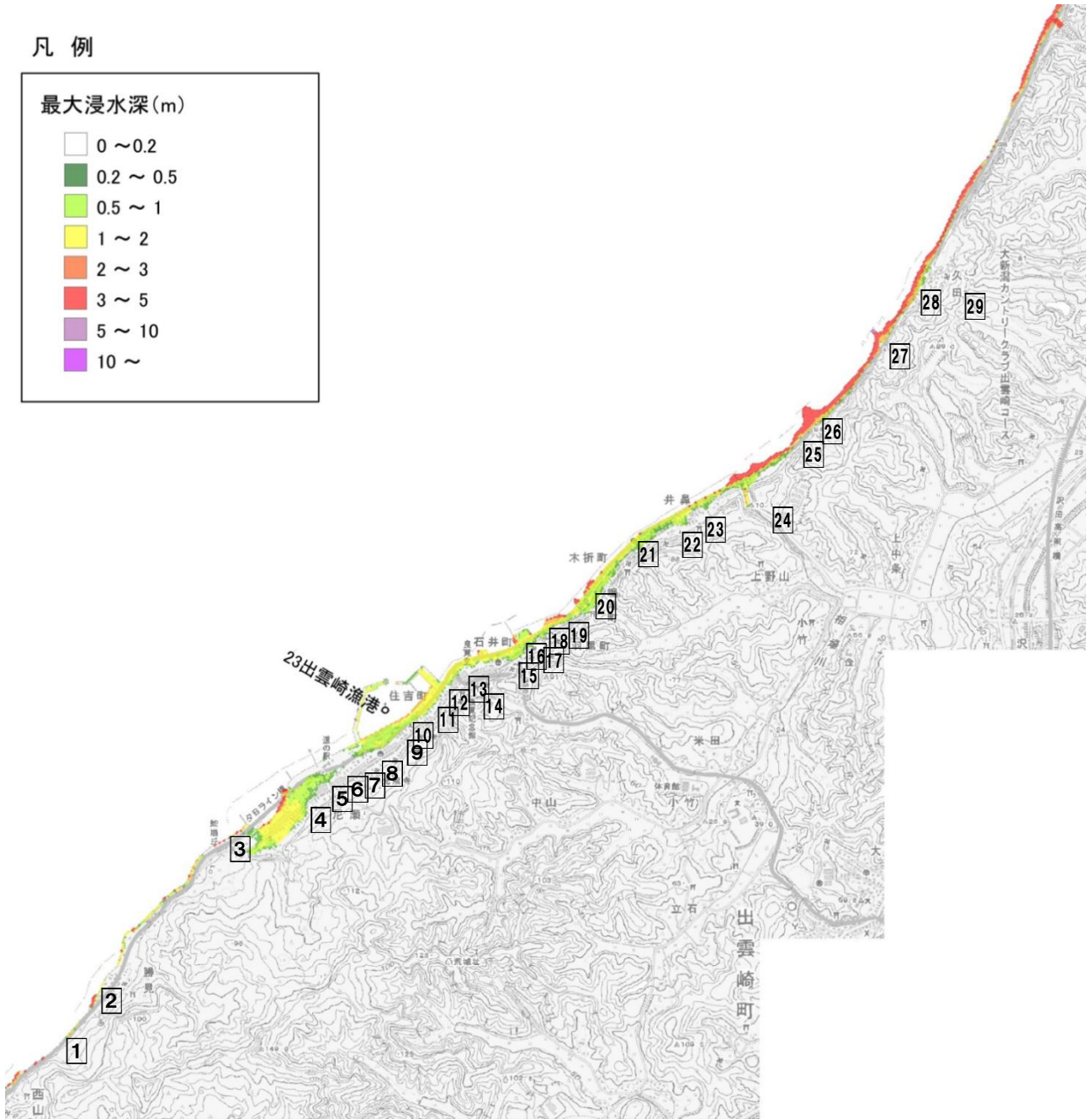
※指定緊急避難場所以外でも、近くの高台に避難してください。

凡例) ○：建物開放しやすい場所 △：建物を使用して良いが、開放しづらい場所

×：建物使用不可

2 津波の際の指定緊急避難場所位置図及び新潟県南西沖地震発生時津波浸水想定図

(最大浸水深)



3-3 要配慮者利用施設一覧

1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

NO	施設名	住所	電話番号	土砂災害の種類	想定避難場所
1	出雲崎こども園	出雲崎町大字 住吉町 551	(78) 4786	急傾斜地の崩壊	海岸公民館
2	ケアハウス出雲崎グレートヒルズ	出雲崎町大字 上中条 14-4	(41) 7600	急傾斜地の崩壊	西越地区農村環境改善センター
3	小木之城保育園	出雲崎町大字 船橋 469-1	(78) 2356	急傾斜地の崩壊	八手地区農村環境改善センター
4	ふれ愛サポートセンター いずもざき	出雲崎町大字 米田 16	(78) 2730	地すべり	中央公民館
5	出雲崎町デイサービスセンター	出雲崎町大字 大門 394-1	(41) 7155	急傾斜地の崩壊	デイサービスセンター 紙ふうせん
6	出雲崎町放課後児童クラブ	出雲崎町大字 川西 12	(78) 2250	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館
7	新潟県立出雲崎高等学校	出雲崎町大字 大門 71	(78) 3125	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館
8	出雲崎町立出雲崎小学校	出雲崎町大字 川西 12	(78) 2205	急傾斜地の崩壊、 地すべり	中央公民館

2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

NO	施設名	住所	電話番号	浸水深	想定避難場所
1	出雲崎こども園	大字住吉町 551	(78) 4786	30cm 未満	中央公民館
2	小木之城保育園	大字船橋 469-1	(78) 2356	50cm 未満	八手地区農村環境改善センター

3-4 臨時ヘリポート適地

1 臨時ヘリポート適地一覧

令和4年4月1日現在

No.	施設名	幅×長さ (m)	住所地	施設代表者	電話番号	FAX 番号	指定 避難所 との兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
①	天領の里広場	60 × 50	尼瀬 6-57	町長	(78) 4000	(78) 4770	○	
②	町民野球場	100 × 100	米田 281-1	教育長	(78) 2250	(78) 4559	○	
③	出雲崎中学校グランド	120 × 90	米田 745	校長	(78) 2137	(78) 2164	○	
④	出雲崎小学校グランド	90 × 60	川西 12	校長	(78) 2205	(78) 2206	○	
⑤	出雲崎高等学校グランド	140 × 90	大門 71	校長	(78) 3125	(78) 2401		
⑥	国土交通省 出雲崎除雪基地	50 × 50	船橋 499-11	国土交通省	0257 (22) 2159			

2 臨時ヘリポート適地位置図



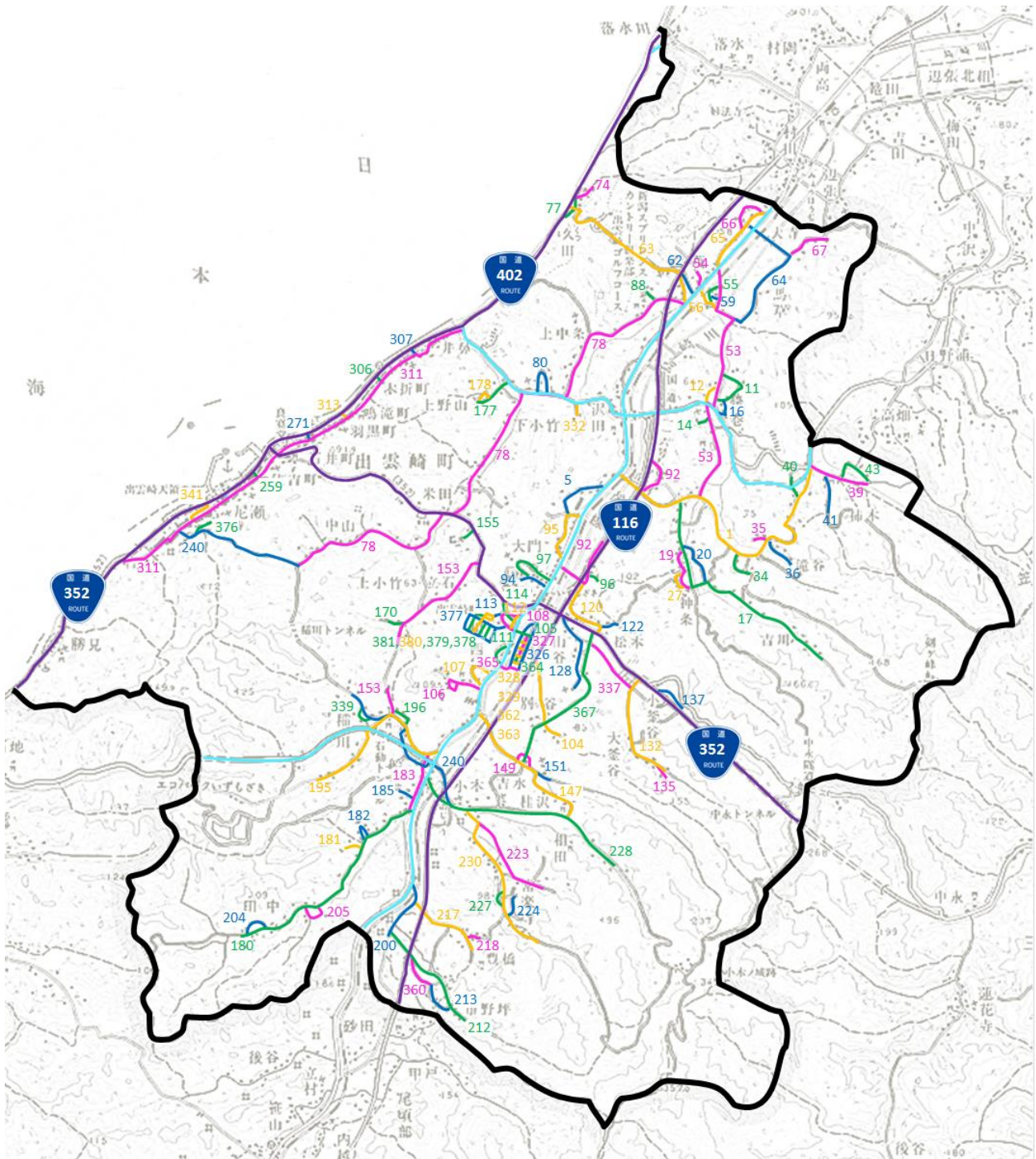
3-5 避難路

1 避難路一覧

平成27年4月1日現在

番号	路線名	番号	路線名	番号	路線名
	海岸地区	92	大門沢田藤巻線	379	てまり団地3号線
74	久田4号線	332	上中条12号線	380	てまり団地4号線
77	久田7号線		中越地区	381	てまり団地5号線
240	尼瀬稻川線	5	日山池ノ尻線		八手地区
271	羽黒町10号線	78	上中条米田中山線	147	吉水桂沢線
306	連絡道路木折町線	92	大門沢田藤巻線	149	前田線
307	連絡道路井鼻線	94	駅前線	151	吉水線
311	海岸線	95	ふどの線	153	立石稻川線
313	太古七線	96	入り線	180	船橋田中線
341	尼瀬9号線	97	門前線	181	吉ヶ入線
376	尼瀬21号線	104	川西別ヶ谷線	182	南谷線
	西越地区	105	大坪線	183	矢郷橋線
1	六郎女線	106	山ノ谷線	185	船橋2号線
11	屋敷ノ入線	107	中ノ谷線	195	中田線
12	中ノ坪線	108	太屋線	196	大清水線
14	江入線	111	川西3号線	204	此ノ入線
16	藤巻1号線	112	川西4号線	205	倉ノ谷線
17	神条吉川線	113	川西5号線	210	市野坪砂田線
19	前田線	114	川西6号線	212	市野坪線
20	清水尻線	120	松本大門線	213	仲田線
27	神条6号線	122	前田釜ぶた線	217	豊橋線
34	打越線	128	山谷線	218	豊橋常楽寺線
35	前田線	132	大釜谷西線	223	仏長線
36	北山線	135	大釜谷3号線	224	水川内線
39	柿木高畑線	137	小釜谷線	227	杉ノ入線
40	前田線	153	立石稻川線	228	小木相田線
41	繁道線	155	立石2号線	230	小木常楽寺線
43	沖田線	170	石畑1号線	240	尼瀬稻川線
53	乙茂藤巻神条線	177	上野山線	315	下相田線
54	赤坂線	178	前原線	339	稲川滝ヶ入線
55	宮下線	326	川東1号線	360	横枕線
56	街道畑線	327	川東2号線	367	山谷相田線
59	乙茂3号線	328	川東3号線		国県道等
62	稲場線	329	川東4号線		国道116号
63	乙茂久田線	337	山谷小釜谷線		国道352号
64	大寺馬草線	362	川東5号線		国道402号
65	大寺乙茂線	363	川東6号線		県道寺泊西山線
66	中村線	364	川東7号線		県道出雲崎柿の木小島谷線
67	吉浦線	365	川東8号線		県道出雲崎石地線
78	上中条米田中山線	367	山谷相田線		県道久田小島谷線
80	坂ノ谷線	377	てまり団地1号線		臨港道路
88	上中条8号線	378	てまり団地2号線		

2 避難路網図



3-6 備蓄品

1 備蓄品一覧（令和5年1月1日現在）

(1) 出雲崎町役場

区分	品目	数量	備考
主食	アルファ化米(白飯)	200食	アレルギー 27品目未使用
	アルファ化米(白飯)	250食	低グルテリン米
	アルファ化米(白飯以外)	750食	
	アルファ化米(白飯以外)	400食	アレルギー 27品目未使用
	アルファ化米(おかゆ)	588食	
	パックごはん	240食	
	クラッカー	210食	
	ハーベスト	48食	
	パン	240食	
	うどん	30食	
	ラーメン	150食	
副食品	レトルトカレー	240食	
	ハンバーグ	200食	
	肉じゃが	150食	
	野菜スープ	144食	
	ひじき煮	200食	
その他食品	粉ミルク	600食	0～9か月未満児用
	フォローアップミルク	300食	9～18か月未満児用
飲料水	500ml ペットボトル	1,656本	
寝具	毛布	115枚	
資機材	テント	2張	2間×3間
	テント	1張	3m×4.5m
	テント	1張	3m×3m
	発電機	1基	100V/22A 軽油
	発電機	1基	100V/16A ガソリン
	発電機	1基	100V/9A ガソリン
	投光器	2台	LED800W
	投光器	1台	LED120W
	ドラムリール	2台	30m
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	1台	
資機材(消耗品)	ブルーシート	300枚	2間×3間
	土のう袋	1,800枚	
	吸水性土のう	40袋	
光熱材料	発熱剤	200セット	
感染症予防資機材	マスク	9,250枚	
	保護メガネ	20本	
	ゴム手袋	2,000枚	
	レインコート	350着	
	消毒液	70ℓ	
	フェイスシールド	400個	

区分	品目	数量	備考
	プラスチックガウン	150 着	
	シューカバー	200 枚	
	アイソレーションキャップ	200 枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	14 個	
原子力防災資機材	サーベイメータ(シンチ式)	1 台	県貸与
	サーベイメータ(電離箱)	3 台	県貸与
	サーベイメータ(GM式)	3 台	県貸与
	簡易サーベイメータ	1 台	町1台所有
原子力防災資機材(消耗品)	ポケット線量計	58 台	県貸与
	可搬型衛星携帯電話	2 台	県貸与
	携帯電話	2 台	県貸与
	タイベックスーツ	174 着	県貸与
	アノラック	58 着	県貸与
	オーバーシューズ	174 足	県貸与
	綿手袋	360 枚	県貸与
	ゴム手袋	540 枚	県貸与
	防護メガネ	58 本	県貸与
	防護マスク	58 個	県貸与
	防護マスク吸収缶	232 本	県貸与
	使い捨て式防塵マスク	57 個	県貸与
生理用品	ナプキン	4 セット	1 セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚

(2) 海岸公民館

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	140 枚	
	エアロマット	40 枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	100 枚	
トイレ	携帯トイレ	300 袋	大は 2 袋で 1 回
	簡易トイレ	2 つ	
	簡易トイレ用テント	2 張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1 つ	
	トイレ用手すり	1 つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1 張	
資機材	発電機	1 基	100V/16A ガソリン
	投光器	1 台	
	ランタン	6 台	
	ドラムリール	1 台	20m
	懐中電灯	4 個	
	ラジオ	2 台	
資機材(消耗品)	吸水性土のう	15 袋	
	200ポリタンク	3 個	
感染症予防資器材	マスク	250 枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1 個	
	電子体温計	4 個	

区分	品目	数量	備考
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(3) 井鼻地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	20枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムリール	1台	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	20ℓポリタンク	3個	

(4) 西越地区農村環境改善センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	100枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	投光器	1台	
	ランタン	1台	
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	2台	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	20ℓポリタンク	3個	
感染症予 防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	4個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用 28 枚、夜用 15 枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(5) 藤巻地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	20枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムリール	1台	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	

(6) 中央公民館

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	216枚	
	エアロマット	40枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	200枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	テント	2張	2間×3間
	発電機	1基	100V/9A ガソリン
	投光器	2台	
	ランタン	6台	
	ドラムリール	1台	
	ラジオ	2台	
	懐中電灯	4個	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	5袋	
	200ポリタンク	3個	
感染症予 防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	5個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用28枚、夜用15枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

(7) 川東地区コミュニティ消防センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	50枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	発電機	1基	100V/9A LPG
	投光器	1台	100V/5A
	ドラムコード	1つ	20m
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	

(8) 八手地区農村環境改善センター

区分	品目	数量	備考
寝具	毛布	30枚	
防寒・採暖用具	アルミ救急シート	100枚	
トイレ	携帯トイレ	300袋	大は2袋で1回
	簡易トイレ	2つ	
	簡易トイレ用テント	2張	
	障害者用ポータブル水洗トイレ	1つ	
	トイレ用手すり	1つ	
	障害者簡易トイレ用テント	1張	
資機材	投光器	1台	
	ランタン	1台	
	懐中電灯	5個	
	ラジオ	2台	
資機材 (消耗品)	吸水性土のう	15袋	
	200ポリタンク	3個	
感染症予 防資器材	マスク	250枚	
	非接触型皮膚赤外線体温計	1個	
	電子体温計	4個	
生理用品	ナプキン	1セット	1セット：昼用28枚、夜用15枚
	サニタリーショーツ	2枚	
	トイレコーナー用黒ポリ袋	100枚	

2 災害用自動販売機設置箇所一覧（令和5年1月1日現在）

施設名称	住所	電話番号	設置者	備考
保健福祉総合センターふれあいの里	大門394-1	41-7133	㈱伊藤園	

3-7 職員の特殊技能その他取得状況

令和5年1月1日現在

種別		人数	
自動車運転免許	大型	一 種	5
		二 種	
	中型限定解除（大型取得者を除く）	一 種	10
		二 種	
	大型特 けん引	殊	5
無線	陸上特殊無線技士	第一級	1
		第二級	
		第三級	67
危険物	甲 種		
	乙 種 第 4 類		13
	丙種（甲種及び乙種第4類取得者を除く）		1
救急	救命士		1
	応急手当普及員		5
保健衛生	保健師		5
	管理栄養士		1
原子力	第3種放射線取扱主任者		3
その他	防災士		19
	ガス溶接技能講習修了者		2
	玉掛技能講習修了者		1
	防火管理者		5
	2級ボイラー技士		
	特定化学物質等作業主任者技能講習		
	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）		3
	フオークリフト		4
	新潟県被災宅地危険度判定士		1
	新潟県被災建築物危険度判定士		1
	2級建築士		1
	2級土木施工管理		1
	2級舗装施工管理士		1
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		1
刈払機取扱作業		1	

3-8 町有自動車一覧

令和5年1月1日現在

所属	車名	車種	年式	用途	乗車定員	備考
教育課	ミツビシ	ローザ	H24	普通乗合	33	
総務課	ミツビシ	ローザ	H23	普通乗合	29	
総務課	トヨタ	ハイエースワゴン	H22	普通乗用	10	
教育課	トヨタ	ハイエース	H15	普通乗用	10	
総務課	トヨタ	エスティマハイブリッド	H21	普通乗用	7	
総務課	トヨタ	プリウス	H22	普通乗用	5	
総務課	マツダ	ボンゴ	H25	小型貨物	5	県貸与
総務課	トヨタ	プロボックスバン	H23	小型貨物	5	
産業観光課	ニッサン	バネット	H20	小型貨物	3	
総務課	ダイハツ	テリオスキッド	H22	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R2	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
総務課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ミライース	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	スズキ	エブリイ	R4	軽乗用	4	車いす搭乗仕様
産業観光課	スズキ	エブリイワゴン	H21	軽乗用	4	
保健福祉課	スズキ	ワゴンR	R3	軽乗用	4	
保健福祉課	ダイハツ	ミライース	R4	軽乗用	4	
こども未来室	ダイハツ	トール	H30	小型乗用	5	
産業観光課	スズキ	エブリイハイルーフ	H29	軽貨物	4	
産業観光課	ダイハツ	ハイゼットトラック	H29	軽貨物	2	
教育課	ダイハツ	ミライース	H30	軽乗用	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H26	軽貨物	4	
町民課	スズキ	アルトバン	H25	軽貨物	4	
総務課	スズキ	アルトバン	H24	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼット	H23	軽貨物	4	
産業観光課	スズキ	エブリイバン	H21	軽貨物	4	
総務課	スズキ	キャリイ	H19	軽貨物	2	
建設課	ダイハツ	ハイゼットカーゴハイルーフ	H28	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ハイゼットカーゴ4WD	H29	軽貨物	4	
建設課	ダイハツ	ミライース	H29	軽乗用	4	
教育課	ダイハツ	ハイゼットカーゴハイルーフ	H28	軽貨物	4	
消防団(3-1)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(本部)	ニッサン	アトラス	H28	消防車	6	
消防団(2-1-1)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	
消防団(4-2-2)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(1-2)	ニッサン	アトラス	H24	消防車	6	
消防団(1-1)	スズキ	エブリイデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-2)	ニッサン	アトラス	H19	消防車	6	
消防団(4-2-1)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(2-1-2)	ダイハツ	ハイゼットデッキバン	H25	消防車	4	
消防団(4-1)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H24	消防車	4	

所 属	車名	車種	年式	用途	乗車 定員	備考
消防団(3-2-2)	ダイハツ	ハイゼットトラック	H23	消防車	4	
消防団(1-3)	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	H28	消防車	4	
消防団(3-2-1)	ダイハツ	ハイゼット	H28	消防車	4	
消防団(本部)	スバル	サンハートトラック	H5	消防車	4	
建設課	KCM	除雪ドーザー	H26	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H25	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H24	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	R1	大型特殊	2	
建設課	カワサキ	除雪ドーザー	H21	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H19	大型特殊	2	
建設課	コベルコ	除雪ドーザー	H17	大型特殊	2	
総務課	カワサキ	除雪ドーザー	H9	大型特殊	2	
建設課	コマツ	除雪ドーザー	H5	大型特殊	2	
建設課	NICHIJO	HTR55 小型除雪車	R1	小型特殊	1	
合 計					278	

3-9 災害時応援協定一覧

令和5年1月1日現在

協定名	締結年月日	協定概要	締結先
災害時の相互応援に関する協定	H8. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっ旋 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材、物資等の提供及びあっ旋 ・救援及び救急活動に必要な車両等の提供及びあっ旋 ・救助及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者の一時収容のための施設の提供及びあっ旋 ・被災児童、生徒等の一時受入れ ・ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	柏崎市 刈羽村
長岡地域災害時相互応援協定	H8. 6. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水、生活必需品その他の生活物資の供給活動 ・清掃活動 ・上水道、下水道等の応急復旧活動 ・ボランティアのあっせん ・被災児童生徒の受入れ ・被災者に対する住宅のあっせん ・その他特に必要と認める災害応急対策及び災害復旧活動 	長岡市 小千谷市 見附市
災害時における郵便局と出雲崎町の協力に関する協定	H10. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策並びに避難所への郵便差出箱の設置 ・施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供 ・情報の相互提供 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	出雲崎郵便局
災害時における相互協力に関する協定	H18. 6. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び用地の避難場所としての提供 ・被災者に対する応急医療資材及び備蓄物資の提供 ・情報の相互提供 	社会福祉法人 中越福祉協会
災害時における応援業務	H19. 7. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・公共土木施設等の被災状況の調査、応急対策の検討、災害復旧のための測量及び設計 	新潟県測量設計業協会
災害時におけるLPガス供給に関する協定	H23. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・LPガスの供給 	(一社)新潟県LPガス協会 長岡支部
災害時の情報交換に関する協定	H23. 3. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の交換 	国土交通省 北陸地方整備局

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
災害時の協力に関する協定	H24. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の相互提供 ・災害対策本部への社員派遣 ・災害復旧の相互協力 	東北電力ネットワーク(株)柏崎電力センター
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	H24. 6. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の救出、医療、防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっ旋 ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその補給に必要な資器材の提供及びあっ旋 ・救援並びに救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋 ・消火、救援、医療、防疫、その他応急対策等に必要な職員の短期応援 ・ボランティア等の幹旋 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	福島県柳津町
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 10. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	割烹仙海
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H24. 11. 8	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	(株)佐平次
災害時における輸送用車両の使用協力に関する協定	H25. 2. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送用車両の提供 	(株)良寛
災害時における避難用マイクロバス使用協力に関する協定	H25. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロバスの提供 	社会福祉法人出雲崎町社会福祉協議会
災害時における物資供給に関する協定	H25. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・物資（レンタル機械、日用生活雑貨等）の供給 	(株)アクティオ
災害時における物資供給に関する協定	H25. 11. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・物資（飲料水、生活必需品等）の供給 	NPO法人コメリ災害対策センター
避難所としての施設利用に関する協定	H25. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時収容のための施設の提供 	大新潟カントリークラブ出雲崎コース

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
砂防関係協力市 町村災害時応援 協定	H25. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援活動に必要な車両等の提供 ・救援及び応急復旧に必要な職員の派遣 ・被災者を一時収容するための施設の提供 ・被災した児童、生徒等の一時受け入れ ・上記のほか、特に要請のあった事項 	宮城県蔵王町 秋田県東成瀬村 長野県下條村 長野県大桑村 岐阜県海津市 大阪府河南町 奈良県五條市 奈良県野迫川村 奈良県十津川村 徳島県牟岐町 宮崎県高原町 熊本県錦町
避難所としての 施設利用に関する 協定	H26. 2. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時収容のための施設の提供 	新潟漁業協同組 合出雲崎支所
災害時における 救援物資提供に 関する協定書	H26. 6. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用自動販売機の機内在庫の無償提供 ・飲料水の供給 	(株)伊藤園
特設公衆電話の 設置・利用に関 する覚書	H26. 6. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時特設公衆電話の利用 	東日本電信電話 (株)新潟支店
大規模災害時に おける相互応援 に関する協定書	H26. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ・応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 ・被災者（児童及び生徒を含む。）の一時収容のための施設の提供 ・上記のほか、特に要請のあった事項 	群馬県富岡市
災害時における 燃料等の供給に 関する協定	H23. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・優先的燃料供給 	(株)中越建設
災害用トイレッ トペーパーの備 蓄に関する覚書	H28. 7. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパーの備蓄及び供給協力 	社会福祉法人 長岡福祉協会 ふれ愛サポート センターいずも ざき
災害に備えた防 災力向上の相互 協力に関する協 定	H30. 6. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるドローンによる情報収集 ・防災訓練、防災に関するセミナーやイベントへの協力 ・町民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及 ・町民の地震保険の加入促進に資する情報提供 ・その他、防災・減災及び災害対応における相互協力 	損害保険ジャパ ン日本興亜(株)

協定名	締結 年月日	協定概要	締結先
大規模災害時における「チームにいがた」による相互応援等に関する協定	H31. 3. 11	・大規模災害発生時における職員派遣・応援	新潟県及び県内 全市町村
災害時における段ボール製品の供給に関する協定	R2. 12. 1	・段ボール製ベッド、段ボール製間仕切り、その他段ボール製品の調達及び供給	吉沢工業(株)
災害に係る情報発信等に関する協定	R4. 3. 14	・災害時における町 HP へのアクセス負荷軽減のためのキャッシュサイトの掲載 ・避難所等の防災情報、避難指示等の緊急情報、被害状況やライフラインに関する情報、ボランティア受入れ情報、必要救援物資に関する情報等をヤフーサービス上に掲載し情報発信	ヤフー(株)

3-10 東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定

3-10-1 協定書（平成25年1月9日）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）に対する出雲崎町民の安全及び安心の確保を目的とし、次のとおり協定を締結する。

（連絡会の設置）

- 第1条 甲及び乙は、平常時における相互の連携を図るため、原子力発電所連絡会（以下「連絡会」という。）を設置し、原則として、定期的を開催するものとする。ただし、甲又は乙は、必要と認める場合は、甲乙間で協議の上、臨時の連絡会を開催できるものとする。
- 2 連絡会では、甲又は乙からの報告事項等に対し、甲及び乙は相互に意見を述べることができるものとする。
- 3 連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（通報連絡）

- 第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。
- (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合
- (2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その旨を報道機関に情報提供しようとするときは、甲に対し、報道機関に情報提供する内容を連絡するものとする。ただし、消耗品の取替えその他簡易な補修による復旧等日常の保守管理の範囲のものであるときは連絡を要しない。
- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17の規定により原子力規制委員会に報告する場合
- (2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合

- (3) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、原子炉が停止した場合又は原子炉の運転停止が必要となった場合
- (4) 原子炉の運転中において、原子炉施設以外の施設の故障により、5パーセントを超える原子炉の出力変化が生じた場合又は原子炉の出力変化が必要となった場合
- (5) 気体状又は液体状の放射性廃棄物を排気又は排水設備により放出し、かつ、乙が定める原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値を超えた場合
- (6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合
- (7) 核燃料物質等又は放射性同位元素の盗難又は所在不明が生じた場合
- (8) 乙が事故、故障等の発生又はそのおそれによる施設からの退避又は立入規制を指示した場合（第1号に該当するときを除く。）
- (9) 放射線監視に支障を及ぼすモニタリングポスト等の故障が発生した場合
- (10) 発電所敷地内における火災の発生又はそのおそれのある場合
- (11) 発電所周辺における震度3以上の地震により発電所への影響が生じた場合又はそのおそれのある場合
- (12) 原子炉の運転中において、原子炉施設又は原子炉施設を除く施設の故障により極めて軽度な計画外の出力の変化が生じた場合又は出力を抑制する必要が生じた場合（台風、雷等の自然災害に起因し、又は発電所を除く電力系統に起因するときを除く。）
- (13) 原子炉の運転中又は停止中において、燃料に係る極めて軽度な故障が認められた場合又は故障が想定される場合
- (14) 前2号に掲げる場合のほか、原子炉の運転に関連する主要な機器に極めて軽度な機能低下が生じた場合又は機能低下が生ずるおそれのある場合（当該機器の機能低下により、プラントの運転に直接影響を及ぼす系統の機能の低下がなく、かつ、低下のおそれもないときを除く。）
- (15) 保安規定に定める運転上の制限の逸脱のあった場合
- (16) 気体状又は液体状の放射性廃棄物の極めて軽度な計画外の排出があった場合
- (17) 機器の故障、誤操作等により、管理区域内における核燃料物質又は核燃料物質

によって汚染された物の極めて軽度な漏えい（単に増締め等により速やかに復旧する場合及び定期検査等における予防措置を講じた上で作業を行った場合に生じた漏えいを除く。）が生じた場合

- (18) 従事者及び従事者以外の者に極めて軽度な計画外の被ばくがあった場合
 - (19) 原子炉施設における休業を要する極めて軽度な人的障害が発生した場合
 - (20) 原子炉等の内部で異物を発見した場合
 - (21) 発電機の解列又は原子炉の運転停止であって、計画外のもの又は前各号による連絡がなされないものが生じた場合
 - (22) 前各号に掲げる場合のほか、発電所の事故、故障等について乙の判断により公表する事象が発生した場合
- 3 通報連絡の体制及び方法など、通報連絡の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（現地確認）

- 第3条 甲は、甲の住民の安全の確保のために必要があると認める場合は、乙に対し報告を求め、又は甲の指名する職員により、発電所の現地を確認できるものとする。
- 2 乙は、前項の現地確認に協力するものとする。
 - 3 甲及び乙は、第1項に定める現地確認において相互に意見を述べるができるものとする。
 - 4 現地確認の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（損害の補償）

- 第4条 発電所の運転保守に起因して甲の住民に損害を与えた場合は、乙は、誠意をもって補償するものとする。

（協定の変更）

- 第5条 この協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の効力等)

第6条 この協定は、平成25年1月9日から効力を生ずるものとする。

2 甲と乙が平成24年2月9日締結した東京電力柏崎刈羽原子力発電所における事故等の通報連絡に関する協定書は、平成25年1月8日限り廃止する。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定成立の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣瀬 直 己



3-10-2 運用要綱（平成25年1月9日）

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定の運用要綱

甲及び乙は、平成25年1月9日に締結した標記協定の運用にあたって、次のとおり了解するものとする。

なお、本要綱における略語の使用については、標記協定と同様とする。

第1条 幹事の設置について

- (1) 甲を含む、平成25年1月9日付け「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」を締結した新潟県内の市町村（以下「協定締結市町村」という。）は、連絡会や協定第3条に基づく現地確認（以下「現地確認」という。）の実施について、乙との詳細な調整を実施するため、別表の協定締結市町村の中から幹事（3市町村）を選出する。
- (2) 協定締結市町村は、連絡会や現地確認の実施に向け、調整窓口となる実務担当者を選任する。
- (3) 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

第2条 協定第1条について

- (1) 連絡会は、原則として別表の協定締結市町村と乙で構成し、開催するものとする。
- (2) 連絡会の運営に当たって、協定締結市町村が幹事を通じて乙に協力を求めた場合は、乙は、これに応ずるものとする。
- (3) 連絡会において、乙は、協定締結市町村に対し、発電所の現状及び安全確保対策等に係る以下の事項について報告するものとする。
 - ア 発電所の現状に関する事項
 - イ 発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項
 - ウ 発電所その他原子力発電の安全確保に係る計画及び実施状況に関する事項
 - エ 発電所の安全確保に関し、国や新潟県の指示に基づき報告した事項
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、協定締結市町村及び乙が必要と認めた事項

第3条 協定第2条について

- (1) 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を選任するとともに、連絡を受発信する電話番号等を定め、相互に通知するものとする。
- (2) 甲及び乙は、前項の通知に変更があるときは、それぞれその旨を通知するものとする。
- (3) 乙は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める書面により連絡を行うものとする。
 - ア 協定第2条第1項各号に掲げる場合 「柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画」に定める所定の様式
 - イ 協定第2条第2項に規定する場合 乙が報道機関に提供する書面
- (4) 前号の連絡は、ファクシミリにより行うものとする。ただし、緊急を要し、ファクシミリにより行うことができない場合又は通信回線の不具合等がある場合は、電話その他の手段により行うものとする。
- (5) 乙は、前号の規定による連絡を行ったときは、第1号に規定する甲の連絡責任者に対し、その旨を通知するものとする。

第4条 協定第3条について

- (1) 協定締結市町村は、乙から異常時の通報を受け、発電所の立地自治体が「東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」に基づき立入調査等を実施する
ような場合においては、発電所の現地を確認できるものとする。
- (2) 現地確認は、原則として、協定締結市町村のうち発電所から30キロメートル圏内の市町村
が行うものとする。

(参考) 協定締結市町村の発電所からの距離

30km圏内	長岡市、上越市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、出雲崎町
30km圏外	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、妙高 市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、湯沢 町、津南町、関川村、粟島浦村

第5条 協定第4条について

事故に起因して、風評による農林水産物の価格低下その他営業上の損害が生じたときにおいて、
相当の因果関係が認められる場合の措置を含むものとする。

平成25年1月9日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則 幸



乙 東京電力株式会社
原子力運営管理部長

武井 一 浩



別表 協定締結市町村

長岡市
新潟市
上越市
三条市
新発田市
小千谷市
加茂市
十日町市
見附市
村上市
燕市
糸魚川市
妙高市
五泉市
阿賀野市
佐渡市
魚沼市
南魚沼市
胎内市
聖籠町
弥彦村
田上町
阿賀町
出雲崎町
湯沢町
津南町
関川村
栗島浦村

3-10-3 一部改正（平成25年7月8日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成25年7月8日から施行する。

記

原協定第2条第2項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
<p>(通報連絡)</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第134条の規定により原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(2) <u>原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条又は電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会等に報告する場合</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素の輸送中における事故が発生した場合</p> <p>(7)～(22) (略)</p>	<p>(通報連絡)</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）<u>第19条の17</u>の規定により原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(2) 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第3条の規定により経済産業大臣及び原子力規制委員会に報告する場合</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 核燃料物質若しくは核燃料物質により汚染されたもの（以下「核燃料物質等」という。）又は放射線同位元素の輸送中における事故が発生した場合</p> <p>(7)～(22) (略)</p>

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月8日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則幸



乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣瀬 直己



3-10-4 一部改正（平成26年7月1日）

「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」の一部改定に係る協定書

出雲崎町（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、平成25年1月9日に締結（平成25年7月8日一部改定）した「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」について、甲乙合意の上、下記のとおり改定し、平成26年7月1日から施行する。

記

原協定第2条第1項を以下の新旧対照表のとおり改める。

《新旧対照表》

新	旧
<p>（通報連絡）</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が制定する原子力災害対策指針の警戒事態に該当する事象が発生した場合</p> <p>(2) 原災法第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合</p> <p>(3) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p>	<p>（通報連絡）</p> <p>第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、甲に対し、その状況に関し必要な情報を連絡するものとする。</p> <p>(1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合</p> <p>(2) 原災法第15条第1項各号に掲げる場合</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(22) (略)</p>

上記のとおり改定したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 出雲崎町
出雲崎町長

小林 則幸



乙 東京電力株式会社
代表執行役社長

廣瀬 直



3-11 出雲崎町防災行政無線局管理運用規程

平成7年4月24日

規程第6号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 職員（第4条—第10条）
- 第3章 運用
 - 第1節 通則（第11条—第16条）
 - 第2節 固定系無線（第17条—第21条）
 - 第3節 移動系無線（第22条—第25条）
 - 第4節 研修（第26条）
- 第4章 保全整備（第27条—第29条）
- 第5章 雑則（第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し円滑な通信、通報を図るために設置する防災行政用の無線局（以下「防災行政無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 通信 通話及び通報をいう。
- (2) 通話 音声によって行う通信をいう。
- (3) 通報 音声又は信号によって行う一方的な通信をいう。
- (4) 統制 災害時及び通信輻輳時に通信運用を統制管理することをいう。
- (5) 固定系 同報通信方式によって通報を行う通信系をいう。
- (6) 移動系 基地局及び陸上移動局の通信系をいう。
- (7) 固定系親局 特定の二以上の通信設備に対し、同一内容の情報を送信することができる無線局で固定系に属するものをいう。
- (8) 固定系子局 固定系親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック方式を付加する場合は、同方式の送受信設備を含む。）をいう。
- (9) 遠隔制御局 固定系親局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (10) 基地局 役場庁舎（以下「庁舎」という。）に設置され、陸上移動局を通信の相手方とする無線局で、移動系に属するものをいう。
- (11) 陸上移動局 基地局又は他の陸上移動局を通信の相手方とする車載型又は可搬型の無線局で、移動系に属するものをいう。
- (12) 遠隔制御機 基地局の無線設備を遠隔操作する装置をいう。
- (13) 無線従事者 電波法第2条第6号に規定する無線従事者をいう。

（通信系統、設備、配備先等）

第3条 防災行政無線局の通信系統は、情報の収集を目的とする移動系及び情報の伝達を目的とする固定系の2系統とし、その設備構成は別表第1のとおりとする。

2 無線設備の配備場所は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

第2章 職員

（職員）

第4条 防災行政無線局に総括管理者、副総括管理者、管理責任者、管理者、通信取扱責任者及び通信取扱者を置く。

（総括管理者及び副総括管理者）

第5条 総括管理者は、防災行政無線局の管理運用の事務を総括し、管理責任者及び管理者を指揮監督する。

2 総括管理者は、町長の職にある者を、副総括管理者には副町長の職にある者をもって充てる。

3 副総括管理者は、総括管理者を補佐し、総括管理者に事故があるときは、その職務を代理する。
(管理責任者)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、防災行政無線局の管理運用の事務を行うとともに、通信取扱責任者及び通信取扱者を指揮監督する。

2 管理責任者は、総務課長の職にある者をもって充てる。
(管理者)

第7条 管理者は、総括管理者の命を受け、配備された無線設備を管理し、当該部署の通信取扱責任者を監督する。

2 管理者は、遠隔制御機又は陸上移動局の無線設備を配備された部署の長にある者をもって充てる。
(通信取扱責任者)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、通信取扱者を指揮し、防災行政無線局の無線設備の管理、運用の業務を所掌する。

2 通信取扱責任者は、無線従事者の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。
(通信取扱者)

第9条 通信取扱者とは、無線設備の通信操作を行う者をいう。

2 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。
(無線従事者)

第10条 総括管理者は、防災行政無線局の運用体制に見合った員数の無線従事者を配備するように努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

第3章 運用

第1節 通則

(運用の心得)

第11条 防災行政無線局を使用する者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 通信の内容は、防災行政無線の設置の目的に適合するものであること。
- (2) 通信は、内容の緩急重要度により、優先秩序を保つこと。
- (3) 通信事項に即応する無線設備を選択活用すること。

(通報の基本)

第12条 通報の基本は、「やさしい言葉で」「要領よくまとめて」「短く」「ゆっくり」通報するものとし、緊急通報を除き、3分以内に行うよう努めなければならない。

(通信の原則)

第13条 通信を行うときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 必要最小限の無線通信を行うこと。
- (2) 無線通信に使用する用語は、暗号、隠語を使用せず、できる限り簡潔であること。
- (3) 無線通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (4) 相手局を呼出すときは、通信が行われていないことを確かめたうえで送信すること。
- (5) 管理者の指示に従い、統制のとれた無線通信を行うこと。
- (6) 無線通信は、正確に行うものとし、通信に誤りがあったことを知った時は、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第14条 防災行政無線局は、常時運用するものとする。

(災害時の運用)

第15条 災害時には、出雲崎町地域防災計画に基づく災害対策の指令、情報の収集の通話を優先する。

(他無線局との関係)

第 16 条 総括責任者は、常に関係行政機関の無線局と連絡を密にして、それらの通信運用を熟知し、災害等に対処するものとする。

2 総括管理者は、常に県防災行政無線局と有機的な運用に努めるとともに、災害対策本部が設置された場合は、県防災行政無線と協力して災害通信の円滑な疎通を図るものとする。

第 2 節 固定系無線

(固定系無線の通報内容)

第 17 条 固定系無線の通報内容は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 地震、風水害等の災害に関する事項で、住民に対し緊急に伝達を必要とするもの
- (2) 地域住民の生命、財産に関わる緊急かつ重要なもの
- (3) 町の一般行政広報に関することで多数の住民に伝達を必要とするもの
- (4) 時報
- (5) その他町長が特に必要と認めたもの

(通報の種類)

第 18 条 通報の種類は、定時通報、一般通報及び緊急通報とする。

2 定時通報は、毎日 7 時、12 時、18 時の 3 回の時報とする。

3 一般通報は、定時通報及び緊急通報以外の通報とし、通報時刻は別に定めるものとする。

4 緊急通報は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又は発生が予測される場合に行う通報とする。

(通報の区分)

第 19 条 通報の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通報 全固定系子局を対象とする通報
- (2) グループ別通報 固定系子局のグループ別を対象とする通報
- (3) 個別通報 固定系子局の一部を対象とする通報

(通報の依頼及び処理)

第 20 条 固定系無線の通報の依頼及び処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一般通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書(様式第 1 号)を 3 日前までに作成し、管理責任者の決裁を得なければならない。この場合において、管理責任者は、その内容を審査し、通報の可否を決定し、通報しないと決定したときはその旨を担当課長に通知しなければならない。
- (2) 緊急通報 通報を希望する主管課長は、無線通報依頼書を作成し、総括管理者の決裁を得なければならない。ただし、事態が切迫し、そのいとまがないときは、口頭、電話等によることができる。この場合において、総括管理者は、速やかにその内容を審査し、通報の可否を決定しなければならない。
- (3) 勤務時間外に職員が緊急通報を実施したときは、緊急通報報告書(様式第 2 号)により遅滞なく管理責任者に報告するものとする。

(通報の補完)

第 21 条 防災行政無線による一般通報及び緊急通報の実施に当たっては、当該通報を補完し、かつ、通報内容の周知を図るため、町ホームページ、防災情報メール、SNS 等の様々な通信媒体の活用を努めるものとする。

2 前項の規定により一般通報及び緊急通報を実施した場合は、管理責任者及び管理者は、速やかに通報内容を町ホームページ等に掲載するものとする。

第 3 節 移動系無線

(移動系無線の通信内容)

第 22 条 移動系無線の通信内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (2) 一般行政事務を遂行するための通信

(通信の種類)

第 23 条 通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平常時通信 平常時に行う通信
- (2) 統制時通信 災害等で統制により範囲を制限して行う通信

- (3) 非常通信 電波法第 52 条の規定により災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において全ての無線局が自主的判断によって行う通信
(通信の区分)

第 24 条 通信の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 一斉通信 全無線局を対象とする通信
(2) 個別通信 特定の無線局を対象とする通信
(通信統制)

第 25 条 総括管理者は、災害時における緊急重要通信を確保するため通信の統制を行うことができる。

- 2 通信統制は、通信の制限、通信事項の優先順位、その他の通信の統制をもって行う。
3 統制時の通信は、基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

第 4 節 研修

(研修)

第 26 条 総括管理者は、通信取扱者に対して、毎年 1 回以上防災行政無線局の管理運用について必要な知識及び技能に関する研修を行わなければならない。

第 4 章 保全整備

(無線局の保守点検)

第 27 条 無線設備の正常な機能を維持するため、次の各号に定める点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱者が主に外観点検によって行う点検
(2) 定期点検 総括管理者が防災行政無線局の無線設備全体について年 1 回定期的に行う点検整備
(3) 臨時点検 管理責任者が機器の機能に異常があると認めたとときに臨時に行う点検整備
(試験電波の発射)

第 28 条 無線設備の点検整備等のため、通信又は通話により試験電波を発射するときは、法所定の方法により通報又は通話の閑散な時に行わなければならない。

(故障等の措置)

第 29 条 管理者は、無線設備に故障等があった場合は、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

- 2 管理責任者は、前項に規定する報告を受けた場合は、遅滞なく復旧に必要な措置をとらなければならない。

第 5 章 雑則

(その他)

第 30 条 この規程に定めるもののほか、防災行政無線局の管理運用について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(出雲崎町防災行政無線運用規程の廃止)
2 出雲崎町防災行政無線運用規程（昭和 60 年出雲崎町規程第 6 号）は、廃止する。

附 則（平成 10 年 3 月 25 日規程第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 11 月 1 日規程第 9 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 24 日規程第 2 号）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規程第 5 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 2 月 28 日規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 10 月 14 日規程第 6 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年7月19日規程第7号）

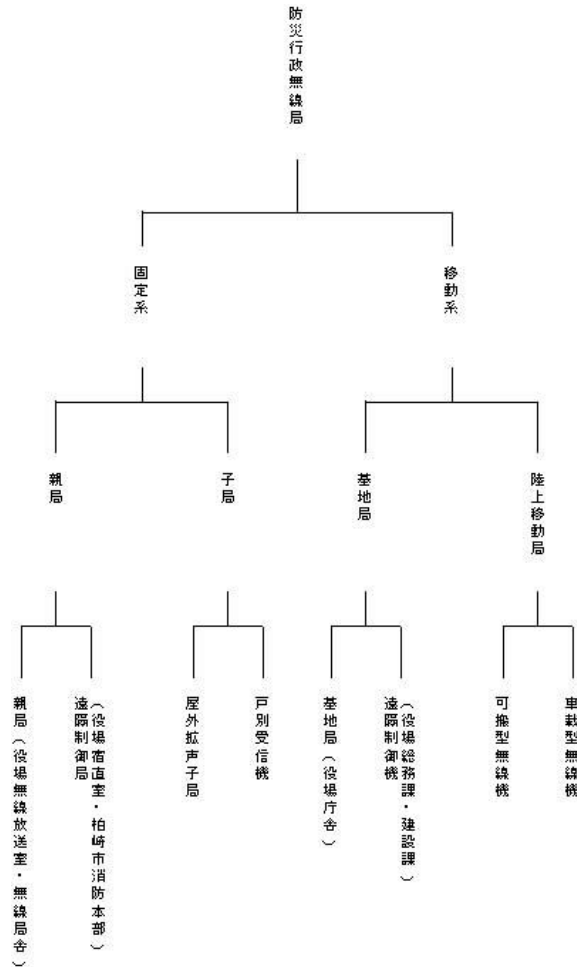
この規程は、公布の日から施行し、改正後の出雲崎町防災行政無線局管理運用規程の規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則（令和4年9月9日規程第3号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

防災行政無線局の設備構成



別表第2（第3条関係）

固定系無線設備配備一覧表

1 親局

- 親局 役場無線放送室
- 無線局舎（川西 144—2）
- 遠隔制御局 役場宿直室
- 柏崎市消防本部

2 子局（屋外拡声子局）

番号	局名	所在地	番号	局名	所在地
0	役場	出雲崎町大字川西 140	19	市野坪	出雲崎町大字市野坪 325—2
1	勝見	出雲崎町大字勝見 843—1	20	田中	出雲崎町大字田中 512—1

2	尼瀬	出雲崎町大字尼瀬 365—3	21	市野坪東	出雲崎町大字市野坪 440—4
3	諏訪本町	出雲崎町大字尼瀬 6—57	22	常楽寺	出雲崎町大字常楽寺 838—3
4	住吉町	出雲崎町大字住吉町 4—先	23	稲川	出雲崎町大字稲川 3203—11
5	石井町	出雲崎町大字住吉町 1—39	24	別ヶ谷	出雲崎町大字別ヶ谷 631
6	羽黒町	出雲崎町大字住吉町 1—14	25	立石	出雲崎町大字立石 462—2
7	木折町	出雲崎町大字住吉町 1—19	26	中山	出雲崎町大字中山 71—4
8	井鼻	出雲崎町大字井鼻 675—1	27	米田八王子	出雲崎町大字米田 72—1
9	久田南	出雲崎町大字久田 73—4	28	吉川	出雲崎町大字吉川 462
10	久田	出雲崎町大字久田 243—6	29	神条	出雲崎町大字神条 401—1
11	沢田	出雲崎町大字沢田 439—1	30	下小竹	出雲崎町大字小竹 1030—1
12	大門	出雲崎町大字大門 257—3	31	柿木	出雲崎町大字柿木 1167
13	米田	出雲崎町大字米田 417	32	藤巻	出雲崎町大字藤巻 300
14	船橋	出雲崎町大字船橋 473—甲	33	上中条	出雲崎町大字上中条 1107—26
15	乙茂	出雲崎町大字乙茂 769—2	34	川東	出雲崎町大字川西 982—28
16	滝谷	出雲崎町大字滝谷 169—7	35	吉水	出雲崎町大字吉水 1360—1
17	大釜谷	出雲崎町大字大釜谷 11—50	36	船橋南	出雲崎町大字船橋 443—13
18	相田	出雲崎町大字相田 363—4	37	田中倉谷	出雲崎町大字田中 429—9

別表第3（第3条関係）

移動系無線設備配備一覧表

1 基地局

基地局 役場庁舎

遠隔制御局 役場総務課・建設課

2 移動局

種別	呼出名称	所属課	出力	備考
可搬型	いずもざき 1	総務課	5W	
〃	いずもざき 2	〃	〃	
車載型	いずもざき 5	建設課	〃	
〃	いずもざき 6	〃	〃	
〃	いずもざき 7	〃	〃	

様式第1号(第20条関係)

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担当
通報の可否	可・否		

無線通報依頼書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 印

次のとおり通報を依頼します。

件名			
通報希望日時	年 月 日(曜日) 時 分		
通報区分	1 一斉 2 グループ別 3 個別		
区域(一斉を除く)			
通報内容	-----		

依頼担当者職氏名		印	
其他媒体への掲載希望 ※☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 有【 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> その他()】		<input type="checkbox"/> 無

※其他媒体への掲載を希望する場合は、決裁後(修正がある場合は修正後)の本依頼書データを総務課企画係に提出すること。

※ 処理記録

通報記録	年 月 日 時 分	通報者氏名
------	-----------	-------

様式第2号(第20条関係)

総括管理者	副総括管理者	管理責任者	担当

緊急通報報告書

年 月 日

総括管理者 様

職氏名 印

次のとおり通報したので報告します。

件名			
通報区分	1 一斉	2 グループ別	3 個別
区域(一斉を除く)			
通報日時	年 月 日(曜日) 時 分		
通報実施者職氏名	印		
通報内容		
		
		
		
其他媒体への掲載希望 ※☑をつけてください。	<input type="checkbox"/> 有【 <input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> SNS <input type="checkbox"/> 緊急速報メール <input type="checkbox"/> その他()】	<input type="checkbox"/> 無	

※其他媒体への掲載を希望する場合は、本報告書データを総務課企画係に提出すること。